

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### トランプ政権の動向（オバマケア代替法案）と2月雇用統計について

#### 【要旨】

- ◇ 下院共和党は6日、オバマケアの代替法案を発表した。法案の内容は、大枠としてはこれまでの共和党やトランプ大統領の主張に沿っていると言える。オバマケアで導入された各種の増税は大半が廃止されるほか、中低所得層の医療保険加入支援については、補助金が廃止され、医療保険料の税控除が柱となる。
- ◇ ホワイトハウスと共和党によれば、オバマケアの廃止・置換は3段階で行われる。第1段階が本法案で、第2段階が当局による規制緩和、第3段階が別法案である。本法案は「財政調整」と呼ばれる手続きを採るため、予算絡みの内容しか盛り込まず、盛り込めなかった部分が第3段階での別法案となる。
- ◇ 本法案は、トランプ大統領は支持しているものの、民主党だけでなく共和党の穏健派、保守強硬派双方からも批判が出ており、米国において医療保険改革は極めて合意の難しい政策であることが改めて示されつつある。オバマケアの廃止・置換が決着しないと、税制改正やインフラ投資拡大といった他の政策課題への議会の取り組みが遅れる可能性が高く、第1段階の本法案が円滑に可決されるかどうかは当面の大きな注目点である。
- ◇ 経済指標に目を転じると、10日に発表された2月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+23.5万人となり市場予想（Bloomberg集計値:+20.0万人）を上回った。2月の良好な雇用者数増加については、温暖な天候だったことも「建設業」等に一部影響していようが、基本的には昨今の企業景況感の予想以上に顕著な改善を反映したものと受け止められる。
- ◇ 2月の時間当たり名目賃金は前年比+2.8%と1月（同+2.6%）から加速した。但し、賃金上昇率の先行指標と考えられる「失業者に占める自発的離職者の割合」は10.7%と1月（11.4%）から低下。昨年12月、1月、2月と大統領選挙以降の3ヵ月に亘って低下している点はやや気懸かりである。

## 1. トランプ政権の動向（オバマケア代替法案）

### 下院共和党はオバマケアの代替法案を発表

下院共和党は6日、オバマケアの代替法案（American Health Care Act）を発表した（第1表）。本法案に基づく新たな医療保険制度では、オバマケアで導入された個人に対する医療保険加入の義務付けと雇用主に対する従業員への医療保険提供の義務付けが廃止される。また、オバマケアに基づくメディケイドの拡大（受給要件の緩和）が中止され、メディケイド全般を対象に連邦政府から州政府への資金拠出方法が変更される<sup>（注1）</sup>。更に、オバマケアで導入された各種の増税は大半が廃止されるほか、中低所得層の医療保険加入支援については、補助金が廃止され、医療保険料の税控除が柱となる。

本法案は、大枠としてはこれまでの共和党やトランプ大統領の主張に沿っていると言える。共和党は、オバマケアがワシントンの官僚主導の画一的なアプローチだとし、医療保険料の大幅な上昇や医療保険の選択肢が限られる点を問題視してきた。

なお、本法案発表時には保険者数や財政への影響が提示されなかったため、議会予算局（CBO）によるそれらの推計結果が待たれている状況だ。

（注1）オバマケア下での拡大により、1,100万人以上が新たにメディケイドを取得した。

第1表：下院共和党によるオバマケア代替法案の概要

オバマケア代替法案の概要	
医療保険の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人に対する医療保険加入の義務付け（と違反への罰金）を廃止</li> <li>大規模雇用主に対するフルタイム従業員への医療保険提供の義務付け（と違反への罰金）を廃止</li> </ul>
メディケイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>オバマケアに基づくメディケイドの拡大を終了（メディケイドを拡大している31州への連邦政府からの資金提供を2020年に停止）</li> <li>州政府への資金配分は、メディケイドの対象人数に基づき上限を設定（per capita cap）</li> <li>メディケイドの受給資格等の決定権限は州政府へ与え、州毎の実情に即した運営を可能に</li> </ul>
医療保険加入の政府支援等	<b>税控除</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金は廃止。勤務先や政府の保険プログラムでカバーされない中低所得層向けに、選付可能な税控除を提供</li> <li>保険料は年齢とともに上昇するため、控除額は年齢層別に設定。30歳未満は年2,000ドル、30～39歳は年2,500ドル、40～49歳は年3,000ドル、50～59歳は年3,500ドル、60歳以上は年4,000ドル。税控除の一世帯当りの上限は年14,000ドル</li> <li>年収が個人で75,000ドル、世帯で150,000ドル以上の場合、税控除は縮小（年収が閾値から1,000ドル増加する毎に税控除は100ドル縮小、個人で年収215,000ドル以上になると税控除はゼロ）</li> <li>控除額は、消費者物価指数（CPI）を基準に毎年拡大</li> </ul>
	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療貯蓄口座（HSA）の利用制限を緩和。拠出可能な金額を約2倍に拡大（個人で6,550ドル、世帯で13,100ドル）。対象範囲をOTC（対面販売）医薬品等にも拡大</li> <li>医療支出口座（FSA）の利用制限を緩和</li> <li>1,000億ドルのファンド（Patient and State Stability fund）を創設</li> <li>引き続き、保険会社が既往症を理由に保険加入を断ることは禁止【オバマケアから不変】</li> <li>引き続き、26歳までは両親の保険に止まることが可能【オバマケアから不変】</li> </ul>
オバマケアの増税措置の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>オバマケアによる「処方薬」、「OTC医薬品」、「保険料」、「医療機器」等に対する課税を廃止（2018年以降）</li> <li>高額な医療保険に対する所謂「キャデラック税」は、導入時期を2020年から2025年へ延期</li> </ul>

（資料）下院共和党資料、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## オバマケアの廃止・置換は3段階で

本法案は、下院の4つの委員会で可決された後に、下院本会議へ送られる。今週既に歳入委員会とエネルギー・商業委員会で可決されており、今後、予算委員会と規則委員会で審議される。共和党指導部は、3月22日までに下院を通過させ、(議会がイースター休暇に入る)4月7日までに上院を含めた議会の通過を目指している。

ホワイトハウスと共和党によれば、オバマケアの廃止・置換は3段階で行われる。第1段階が本法案で、第2段階が当局による規制緩和、第3段階が別法案である。本法案は「財政調整(リコンシリエーション)」と呼ばれる手続きを採るため、予算絡みの内容しか盛り込まず、盛り込めなかった部分が第3段階での別法案となる<sup>(注2)</sup>。第3段階の別法案には、例えば、州を跨いだ保険の販売を可能にすること等が盛り込まれる予定だ。

(注2) リコンシリエーションを用いると、下院同様に上院(100議席)でも60票ではなく過半数(51票)で可決でき、民主党によるフィリバスター(議事妨害)を回避できる。現在の議席は、共和党が52、民主党が48。

## 本法案が円滑に可決されるかどうかは、当面の大きな注目点

本法案は、トランプ大統領は支持しているものの、民主党だけでなく共和党の穏健派、保守強硬派双方からも批判が出ており、米国において医療保険改革は極めて合意の難しい政策であることが改めて示されつつある。

オバマケアの廃止・置換が決着しないと、税制改正やインフラ投資拡大といった他の政策課題への議会の取り組みが遅れる可能性が高く、第1段階の本法案が円滑に可決されるかどうかは当面の大きな注目点である。

## 2. 2月雇用統計

### 2月の雇用者数の増加幅は市場予想を上回る

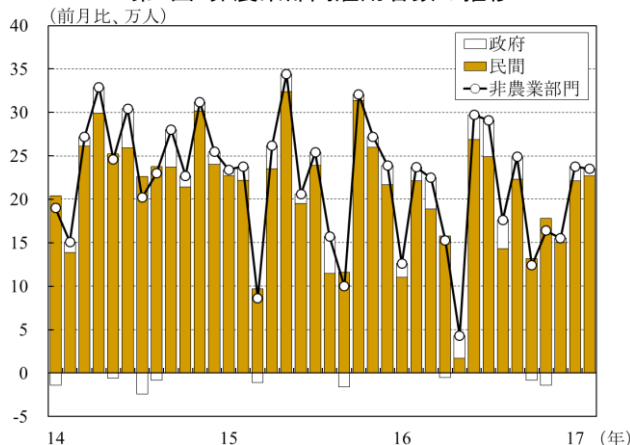
10日に発表された2月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+23.5万人となり市場予想(Bloomberg集計値:+20.0万人)を上回った(第1図)。1月分は1.1万人上方改訂され同+23.8万人、昨年12月分は0.2万人下方改訂され同+15.5万人となっている。

業種別に雇用増減をみると、「建設業」(同+5.8万人)、「製造業」(同+2.8万人)、「教育・医療」(同+6.2万人)、「鉱業」(同+0.9万人)等が当該業種としては堅調な増加幅だった(第2図)。一方、「小売業」(同▲2.6万人)は3ヵ月ぶりに減少した。雇用が増加した業種割合を示す雇用DI(民間)は63.0となり1月(58.0)から上昇している。また、週平均労働時間(民間)は34.4時間と1月から不変、労働投入量は前月から+0.2%増加した。

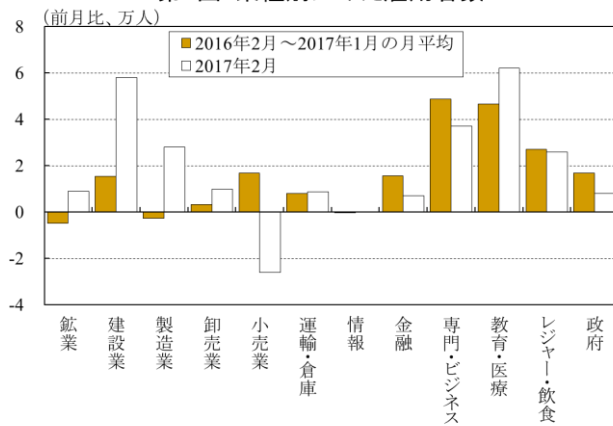
2月の良好な雇用者数増加については、温暖な天候だったことも「建設業」等に一部影響していようが、基本的には昨今の企業景況感の予想以上に顕著な改善を反映したものと受け

止められる。なお、トランプ大統領が雇用創出について掲げる目標「10年間で2,500万人」は、月当たり20万人程度（20.8万人）であるため、ここ2ヵ月は上回っている状況だ。

第1図：非農業部門雇用者数の推移



第2図：業種別に見た雇用者数



## 失業率・広義の失業率ともに低下

2月の失業率は4.7%となり1月（4.8%）から低下した。失業率の変化を要因分解すると、就業者要因が▲0.28%、労働参加率要因が+0.14%、人口要因が+0.06%となっている（注3）。失業率に対して、労働参加率の上昇（2月：63.0%←1月：62.9%）が押し上げ要因となったものの、就業者の増加による押し下げ圧力が上回った格好だ。高齢化による労働参加率への下押し圧力は続いているものの、労働市場へ再参入する人等が増えていること等から労働参加率はこのところ下げ止まっている。

各種失業率をみると、通常のU-3失業率に加えて「求職意欲喪失者」を含めたU-4失業率は5.0%へ低下（1月：5.1%）、U-4失業率に加えて「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去4週間に就職活動を行わなかった人」も含めたU-5失業率は5.7%へ低下（1月：5.8%）、U-5失業率に加えて「経済的理由によるパートタイム労働者」も含めたU-6失業率（広義の失業率）は9.2%へ低下した（1月：9.4%）（注4）。

（注3）1月の就業可能人口は25424.6万人となり前月から16.4万人増加、労働力人口は16005.6万人となり前月から34.0万人増加、就業人口（家計調査ベース）は15252.8万人となり前月から44.7万人増加。就業者率は、60.0%となり前月（59.9%）から上昇。また、平均失業期間は、25.1週となり前月から不変。失業者に占める27週以上の長期失業者の割合は、23.8%となり前月（24.4%）から低下した。

（注4）「仕事を求めているが過去4週間に就職活動を行わず失業者にカウントされていない人」は、172.3万人となり前月から2.9万人減少。「経済的理由によるパートタイム労働者（非農業）」は、563.7万人となり前月から13.2万人減少（「経済的理由によるパートタイム労働者」の就業者に占める比率は、3.9%となり前月から0.1%ポイント低下）。前者は「求職意欲喪失者（ディスカレッジド・ワーカー）」と「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去4週間に就職活動を行わなかった人」に分けられるが、「求職意欲喪失者」は52.2万人となり前月から1.0万人減少。「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去4週間に就職活動を行わなかった

人」は120.1万人となり前月から1.9万人減少。

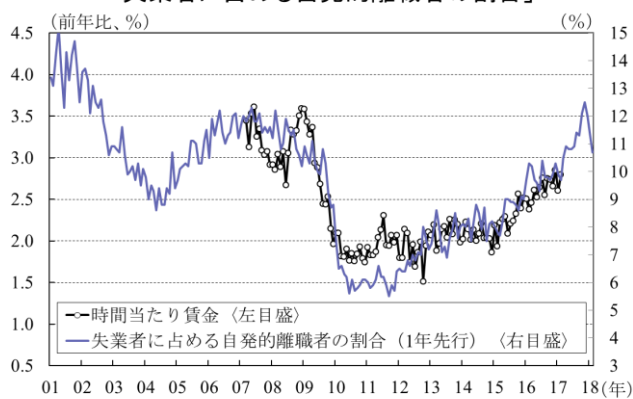
### 賃金上昇率は前年比+2.8%へ加速

2月の時間当たり名目賃金（民間・全雇用者ベース）は前月比+0.2%となった。前年比では+2.8%と1月（同+2.6%）から加速した（第3図）。賃金上昇率（前月比）を業種別にみると、2月は「金融」（前月比+0.5%）、「卸売業」（同+0.4%）等の増加幅が大きかった一方、「公益」（同▲1.3%）、「鉱業」（同▲0.8%）等が下落した。また、賃金上昇率（前年比）を業種別にみると、「レジャー」（前年比+4.2%）、「情報」（同+3.8%）、「卸売業」（同+3.4%）等の増加幅が大きかった（第4図）。

賃金上昇率（前年比）は2月に再加速しており、引き続き緩やかな加速傾向にあるとみておいて良いだろう。但し、賃金上昇率の先行指標と考えられる「失業者に占める自発的離職者の割合」は10.7%と1月（11.4%）から低下。昨年12月、1月、2月と大統領選挙以降の3ヵ月に亘って低下している点はやや気懸かりである。

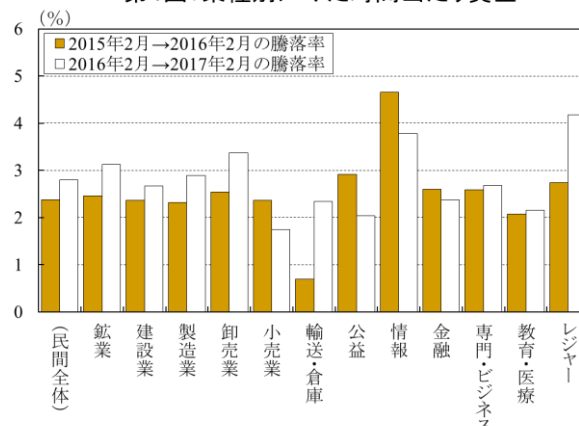
最後に、FRBは次回3月14日・15日のFOMCで追加利上げを実施する意向を示しているが、今回の雇用統計はその様な判断を躊躇させる内容では無かったと言える。

第3図:「時間当たり賃金」と  
「失業者に占める自発的離職者の割合」



(注)『時間当たり賃金』は全労働者ベース。  
(資料)米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図:業種別にみた時間当たり賃金



(注)「その他サービス」は表示せず。  
(資料)米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2017年3月10日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.